

公益社団法人佐賀県農業公社園芸団地の整備・運営等に関する事業規程

令和3年4月1日制定

令和7年11月20日改正

1 事業の実施方針

公益社団法人佐賀県農業公社（以下「公社」という。）は、県及び関係機関・団体が一体となって展開する「さが園芸 888 運動」を一層推進し、本県園芸農業の多様な担い手の確保・育成及び園芸生産の拡大を図るため、公社が有する農地中間保有等の機能を活かしたリース方式による園芸団地の整備・運営等に関する事業を実施する。

2 事業の実施基準

適切な園芸団地構想（以下「構想」という。）を有し、地域ぐるみで園芸団地の整備による多様な担い手の確保・育成を進めようという機運が生じている地区であって、県により構想が承認された地区を対象として、公社は事業を実施するものとする。

3 推進体制

- (1) 公社は、園芸団地構想の推進主体である地区園芸団地運営協議会（以下「運営協議会」という。）との連携を密にして、園芸団地の整備・運営を行うものとする。
- (2) 公社は、事業を円滑に実施するため、園芸団地の整備・運営の内容や関係機関の役割分担等を定めた協定を運営協議会等と締結する。

4 園芸団地の整備

- (1) 公社が行う園芸団地の整備とは、運営協議会の園芸団地構想及び施設整備計画に基づく栽培施設等の整備とする。
- (2) 園芸団地の整備は各種補助事業等を活用して実施するものとし、補助残については金融機関から資金の借入を行うものとする。なお、金融機関からの資金借入れに際しては、県による債務保証を受けるものとする。
- (3) 園芸団地の整備に係る農用地等は、農地中間管理機構の事業による貸借・売買により取得した農用地等とする。

5 園芸団地の運営

- (1) 公社が行う園芸団地の運営とは、園芸団地の整備により取得した栽培施設等の管理及び貸付とする。
- (2) 公社は、運営協議会が推薦する入植希望者のうち公社の審査会において適当と認める者（以下、「入植者等」という。）に栽培施設等の貸付を行うものとし、入植者等とリース契約を締結する。
- (3) リース契約期間中のリース料総額は、栽培施設等の整備に要した金融機関からの借入金及び借入金利息、その他付随費用（固定資産税等）から算出するものとする。

- (4) 入植者等とのリース契約期間は、原則として、栽培施設等の耐用年数を超えないものとする。
- (5) リース契約の中途解約等により徴収できない期間のリース料相当額は、運営協議会等が負担するものとし、その負担等については、3の(2)の協定においてあらかじめ取り決めを行うものとする。
- (6) リース期間終了後の栽培施設等は、運営協議会が指定する者(入植者等)に譲渡する。
- (7) 公社は、リース契約期間中に発生した自然災害等により栽培施設等が被害を受けた場合、栽培施設等の復旧に要する経費は入植者等が負担するものとする。

6 その他

この規程に定めるもののほか、必要な事項については別に定めるものとする。